

熊監発第000251号
令和元年(2019年)12月12日

請求人
A 様

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 高 島 剛 一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和元年(2019年)10月21日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査の結果

本件請求は、棄却する。

第2 請求の要旨

令和元年(2019年)10月19日付けで提出のあった請求書に記載されている請求の要旨を次のように解した。

1 請求の内容

民生委員・児童委員に関する措置請求

2 請求の理由

民生委員・児童委員への活動対価として、年間 11 万 3 千円が支給されている。民生委員・児童委員の活動報告は、自己申告制度になっており、活動の内容が執行機関で管理・監督されておらず、活動実態が不明のまま報告・受理されている。現在、民生委員・児童委員で B 校区の協議会会長でもある C 氏は、少なくとも 5 年間、民生委員・児童委員としての活動をしていないにもかかわらず、民生委員・児童委員の活動の対価が市から支給されている。

3 請求する措置

当該民生委員・児童委員が活動していないことを確認している平成 27 年（2015 年）から現在までの 5 年分の活動費計 56 万 5 千円の返還並びに民生委員・児童委員の委嘱者である市長及び民生委員・児童委員の活動内容を監督すべき執行機関等（健康福祉局長及び中央区役所保健福祉部長）への懲戒処分を請求する。

4 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・事実証明書（請求人作成）

5 請求の受理

本件請求について、地方自治法第 242 条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行ったところ、所定の要件を具備していると判断し、令和元年(2019 年)10 月 24 日付けで受理した。

第 3 監査の実施

1 監査委員の除斥について

池田泰紀監査委員は、前健康福祉局長であり、平成 28 年度(2016 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの間、民生委員・児童委員に関する業務に従事したことから、本件請求の監査を行うに当たり監査の公正さを確保するため、本件を自己の従事する業務に直接の利害関係のあるものに相当すると判断し、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件監査から除斥した。

2 監査の期間

令和元年(2019 年)10 月 22 日から同年 12 月 11 日まで

3 監査の対象部局

健康福祉局福祉部健康福祉政策課（以下「健康福祉政策課」という。）

中央区役所保健福祉部福祉課（以下「福祉課」という。）

4 監査対象部局に対する調査

- (1) 書類等の審査

健康福祉政策課に提出を求めた関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

令和元年(2019年)11月13日に健康福祉政策課長以下3名の職員及び中央区役所保健福祉部首席審議員から、関係職員陳述を実施した。

5 請求人の陳述

請求人の陳述については、令和元年(2019年)10月26日付けで請求人から監査委員に対しての直接陳述は行わない旨の書類が提出された。

6 監査の対象部局の弁明

市長に対して、弁明書及び証拠書類の提出を求め、令和元年(2019年)11月19日付けで提出された。

7 証拠書類の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・B校区民生委員児童委員協議会会長の活動件数集計報告書の写し(平成30年度(2018年度)分、平成31年(2019年)4月～令和元年(2019年)9月分)
- ・B校区民生委員児童委員協議会の「第40 民生委員(児童委員)の活動状況」集計表の写し(平成27年度(2015年度)～平成30年度(2018年度)分、平成31年(2019年)4月～令和元年(2019年)9月分)
- ・研修会関係資料の写し
- ・活動費の支給に係る実施伺い(平成30年度熊本市民生委員・児童委員に対する活動費)の写し
- ・民生委員活動に対する地方交付税措置について(厚生労働省)の写し
- ・指定都市、近隣市の活動費及び補助金一覧表
- ・2019年度版 民生委員・児童委員活動記録(全国社会福祉協議会)
- ・「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書(民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会(平成26年4月))の写し
- ・B校区民生委員児童委員協議会会長への確認

第4 監査委員の判断

本件請求について、請求人から提出された請求書及び事実証明書、市から提出された関係資料、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

まず、民生委員・児童委員に対する活動費は、毎年度1回3月末に支払われている。住民監査請求の請求期間は1年であり、平成29年度(2017年度)以前の支出については、1年を超えており、また地方自治法第242条第2項の正当な理由に該当しないため、平成30年度(2018年度)に限って検討する。

民生委員は、民生委員法（以下「法」という。）第5条の規定により、厚生労働大臣から委嘱され、法第14条に基づく職務のほか、児童福祉法第17条第1項に基づく児童委員としての職務等について、無給（法第10条）で活動しており、これらの活動に要する交通費や通信費等の実費弁償のために活動費が市より一律に支払われている。

本市の民生委員・児童委員に支出する活動費は、年間110,000円であり、各校区の民生委員児童委員協議会会長には、会長費として年間11,840円を支出しているため、当該民生委員・児童委員には年間121,840円を支出している。この活動費の額については、健康福祉政策課の調査資料からみると、他の指定都市、近隣市に比べ、特段高い支出額とまではいえない。

本件請求に係る当該民生委員・児童委員の活動内容については、健康福祉政策課提出の証拠書類によると、当該民生委員・児童委員の属する町内に在住の高齢者30～40人を順次訪問しており、平成30年度（2018年度）の訪問連絡活動回数は326回であった。また、その他生活環境等相談、地域福祉活動、自主活動などの活動報告を確認することができた。

さらに、当該民生委員・児童委員の校区民生委員児童委員協議会会長としての活動内容については、中央区民生委員児童委員協議会会長会への参加、当該民生委員・児童委員の校区民生委員児童委員協議会役員会及び定例会の実施、全校区の民生委員児童委員協議会会長及び副会長による互例会への参加、健康福祉政策課が主催する全体研修会、熊本市民生委員児童委員協議会主催の研修会など、複数の研修会への参加を確認することができた。

なお、当該民生委員・児童委員の活動件数集計報告書は、当該民生委員・児童委員の属する校区の民生委員児童委員協議会副会長に提出され、当該副会長が当該校区全民生委員・児童委員の報告書を集計した上で、「第40民生委員（児童委員）の活動状況」として福祉課へ提出後、健康福祉政策課において、その活動状況の確認がなされていた。

以上より、請求人が主張する、当該民生委員・児童委員が活動をしていないという事実は認められない。

次に、民生委員・児童委員に対する指揮監督の所管課は、熊本市事務分掌規則及び熊本市区役所等事務分掌規則の規定により、健康福祉政策課である。健康福祉政策課は、各校区の「第40民生委員（児童委員）活動状況」の種類・件数の確認のほか、民生委員・児童委員の委嘱時には健康福祉政策課が作成した「民生委員・児童委員活動の手引」を配付し、職務内容や個人情報の取扱いについての研修を行っていることに加え、年度ごとの「全体研修会」や非常時の臨時の全体研修会なども行っていることを確認することができた。

以上より、所管課において、監督を怠ったという事実は認められず、そのため請求人が主張する監督の不履行があったとは、認められない。

なお、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されていると解すべきである（平成2.1.18最高裁判決）ため、本件に係る懲戒処分の判断は、懲戒権者である市長に委ねられるべきであり、監査委員には懲戒処分の権限がないこと、また、民生委員・児童委員の委嘱者は市長ではなく厚生労働大臣であることを申し添える。

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、これを棄却することとした。